

原子力損害賠償支援機構法案に対する修正案 政策大綱

修正案の趣旨

- 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、東京電力は被害者に対し損害賠償責任を負う。被害者に対する賠償は、第一義的には東電が自らの資産によりなすべきであり、債務超過が事実上明らかになった状態では、通常の破たん処理により株主や金融機関などに明確な負担を求める必要がある。政府案は、東電の責任を曖昧にしたまま、同社に対する救済支援を行うスキームであり、また、電力料金の値上げ等を行うことを容認するものであり、極めて不十分・不公平な内容となっている。
- 東電の損害賠償責任を明確にして被害者への賠償金の支払を求めつつ、電力の安定供給を図るためには、債務超過状態が既に事実上明らかになっている中、東電を一時国有化し、国の厳正かつ適切な管理の下で東電の再生又は清算を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うことを可能とする被害者のための枠組みとすべきであると考え
- 以上を踏まえて、政府案を全面的に修正し、原子力事故が生じた場合における、政府による原子力事業者の解体・再編に関する新たな破たん処理スキームを設ける修正案を提案するものである。

修正案の概要

1 政府による原子力事業者の解体・再編に関する破たん処理スキーム

(1) 資産等の査定の報告・公表

- ・ 原子力損害賠償法に基づく損害賠償責任を負う原子力事業者は、資産等の査定を行い、その報告書を電力再生委員会に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- ・ 電力再生委員会は、資産等の査定の報告及び公表に関し、原子力事業者に対する立入検査を行い、又は報告等を求めることができる。

(2) 特別公的管理

① 特別公的管理の開始の決定

原子力事業者が原子力損害賠償法に基づく損害賠償について支払不能若しくは債務超過に陥り、又はそれらのおそれがあると認める場合には、電力再生委員会が特別公的管理の開始を決定するとともに、これを公告する。

② 機構による株式取得等

- ・ ①の公告があった場合には、当該公告に係る原子力事業者（以下「特別管理事業

者」という。)の株式は、当該公告があった時に、電力再生機構(以下「機構」という。)が全て取得する。

- ・株式の取得対価は、株価算定委員会が、公告時の特別管理事業者の純資産額を基礎として、政令で定める算定基準により決定する。(債務超過の場合は取得対価をゼロ、また、算定基準は清算ベースとする。)
- ・①の公告があった場合には、電力再生委員会は、当該公告時における特別管理事業者の資産及び負債の状況を公表する。

③ 電力事業者整理管財人

- ・電力再生委員会は、①の公告があった場合には、当該特別管理事業者に対し、電力事業者整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うものとする。
- ・電力再生委員会は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の電力事業者整理管財人を選任する。
- ・管理を命ずる処分があったときは、当該特別管理事業者を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権限は、電力事業者整理管財人に専属する。
- ・電力事業者整理管財人は、当該特別管理事業者の資産及び負債に対する厳正かつ客観的な評価その他必要な措置を講じるものとする。

④ 更正計画の作成等

- ・特別管理事業者は、更正計画を作成し、電力再生委員会の承認を得なければならない。
- ・特別管理事業者は、更正計画に基づいて資産を売却するとともに、更正計画に規定された権利の順位に従って、債務の弁済をなすものとする。

⑤ 資金援助

機構は、電気の安定供給のため、特別管理事業者が電気事業を継続するために必要な資金を援助することができる。

⑥ 報告又は資料の提出等

電力再生委員会は、特別管理事業者に対し、その業務及び財産の状況、計画の実施の状況等に関し報告又は資料提出を求めることができる。

⑦ 特別公的管理の終了

電力再生委員会は、特別管理事業者の事業の譲渡、株式の譲渡その他の処分に係る措置を講じさせることにより、特別公的管理を終えるものとする。

(3) 被害者救済

国は、別に法律で定めるところにより、特別管理事業者の損害賠償債務に関し、

原子力損害に係る被害者の救済を図るための措置を講ずるものとする。

(4) 国会報告

政府は、おおむね六月に一回、又はその求めがあったときは直ちに、特別管理事業者の処理のために講じた措置の内容その他特別管理事業者の処理の状況を国会に報告しなければならない。

2 「電力再生機構」(仮称)の設立

- ・ 1に係る業務を行う電力再生機構を設立する。
- ・ 機構の組織、運営等に関し必要な規定を設ける。

3 「電力再生委員会」(仮称)の設置

(1) 設置

内閣府に、電力再生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 所掌事務

- ・ 原子力事業者の処理等に関する調査、企画及び立案をすること。
- ・ 特別公的管理、電力事業者整理管財人による管理その他原子力事業者の処理等に関すること。
- ・ 上記の事務に関連し、電気事業に係る制度全般を含めた必要な調査、研究、企画及び立案を行うこと。
- ・ その他法律に基づき委員会に属せられた事務

(3) 組織

- ・ 委員会は、委員長及び委員 4 人をもって組織する。
- ・ 委員長は、国務大臣をもって充てる。
- ・ 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

(4) 株価算定委員会

- ・ 委員会に、株価算定委員会を置く。
- ・ 株価算定委員会は、1 (2) ②の事務をつかさどる。

4 検討

政府は、この法律の施行後三ヶ月以内に、この法律の施行状況及びこれに係る送発電分離等を行うことその他電気事業制度全般について見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。